

## 郡山市病児保育施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病児保育施設の整備を促進することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成27年7月13日府子本第202号）別紙に定める子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「県規則」という。）及び福島県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、社会福祉法人等が設置する病児保育施設の整備に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、郡山市内に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための施設（以下「病児保育施設」という。）を設置する国交付要綱第5条(4)に規定する社会福祉法人等で、国交付要綱第4条に規定する整備（以下「補助対象事業」という。）を実施するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別表2第5欄に定める対象経費とする。ただし、国交付要綱第6条に規定する費用については補助の対象としないものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、国交付要綱別表2第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金を除く収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定された種目ごとの額の合計額に10分の3を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額に3を乗じた額を交付額とする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金額算出内訳表（第2号様式）
- (2) 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表（複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設の面積を明らかにしたもの）
- (3) 配置図及び各階平面図
- (4) 工事費費目別内訳書
- (5) その他参考となる資料

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費

税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 整備する施設は、病児保育事業の実施について(雇児発0717第12号平成27年7月17日)に定める要件を満たすこと。
- (3) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (3) 国交付要綱第9条(2)に掲げる条件を遵守すること。
- (4) 県交付要綱第5条第2項(2)に掲げる条件を遵守すること。

(概算払)

第9条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(状況報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)は、補助対象経費に係る工事に着工したときは、工事に着工した日から10日以内に工事着工報告書(第3号様式)により、また、工事進捗状況については、当該年度12月末日現在の状況を翌月15日までに工事進捗状況報告書(第4号様式)により報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助決定事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して2か月を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(第5号様式)
- (2) 補助金精算額算出内訳表(第6号様式)
- (3) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
- (6) 建物内外主要部写真
- (7) 竣工後の平面図及び立面図
- (8) 竣工後の各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表(複合施設の場合は、施設全体の面積及び各施設の面積を明らかにしたもの)
- (9) その他参考となる資料

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により当該補助対象事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に規定する当該財産の耐用年数が経過した日までとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 事業計画書

年 月 日

住所  
申請者 名称  
代表者職氏名

印

## 1 整備対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 施設の設置主体及び経営主体
- (5) 利用（1日当たり予定）人員 \_\_\_\_\_人

## 2 補助金に係る事業計画

### (1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係 自己所有地 ・ 借地 ・ 買収（予定）地

ウ 整備の区分

(ア) 施設整備の区分 創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備  
加算の有無 (有の場合：加算の名称を記載)

(イ) 解体撤去整備 有 ・ 無

(ウ) 仮設施設整備 有 ・ 無

(エ) 特殊附帯工事 有 ・ 無

(オ) 初度設備 有 ・ 無

エ 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延床面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(注) (1)イ、ウについては、該当するものに○を付すこと。

### (2) 補助金内訳

|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| ア 工事費          | _____円 (1 m <sup>2</sup> 当たり _____円) |
| イ 工事事務費        | _____円                               |
| ウ ○○加算         | _____円                               |
| エ (小計)         | _____円                               |
| オ その他の工事費      | _____円                               |
| カ 解体撤去・仮設施設整備費 | _____円                               |
| キ 特殊附帯工事費      | _____円                               |
| ク 合計           | _____円                               |

補助金額算出内訳表

年 月 日

申請者 住 名 所 称  
 代表者 職 氏 名

印

| 区分           | 総事業費<br>A | 対象経費の実<br>支出(予定)額<br>B | 寄付金<br>その他の収入<br>C | 差引額<br>(A-C)<br>D | 算定基準による<br>算定額<br>E | 選定額<br>F | 補助基準額<br>G | 補助金額<br>H |
|--------------|-----------|------------------------|--------------------|-------------------|---------------------|----------|------------|-----------|
| 工事費          |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| 工事事務費        |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| 〇〇加算         |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| 〇〇加算         |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| 解体撤去・仮設施設整備費 |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| 特殊付帯工事費      |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| (小計)         |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| その他の工事費      |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |
| 合計           |           |                        |                    |                   |                     |          |            |           |

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。  
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 3 F欄には、各区分ごとにB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合計額と比較すること。)  
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の金額に所定の補助率を乗じて得た金額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。  
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。



## 工事進捗状況報告書

年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名

印

郡山市子ども・子育て支援整備補助金に係る工事の進捗状況は以下のとおりです。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 補助金交付決定金額       |  |
| 12月末日の出来高（％）    |  |
| 3月末日までの出来高見込（％） |  |
| 工期の遅延等特記すべき事項   |  |

# 事業実績報告書

年 月 日

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名

㊞

## 1 施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 施設の設置主体及び経営主体
- (5) 利用（1日当たり予定）人員 \_\_\_\_\_人

## 2 補助金に係る事業内容

### (1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- イ 敷地の所有関係 自己所有地 ・ 借地 ・ 買収地
- ウ 整備の区分
  - (ア) 施設整備の区分 創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備  
加算の有無 (有の場合：加算の名称を記載)
  - (イ) 解体撤去整備 有 ・ 無
  - (ウ) 仮施設整備 有 ・ 無
  - (エ) 特殊附帯工事 有 ・ 無
  - (オ) 初度設備 有 ・ 無

エ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延床面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造)

(注) (1)イ、ウについては、該当するものに○を付すこと。

### (2) 支出済総事業費内訳

- ア 工事費 \_\_\_\_\_円 (1 m<sup>2</sup>当たり \_\_\_\_\_円)
- イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円
- ウ ○○加算 \_\_\_\_\_円
- エ (小計) \_\_\_\_\_円
- オ その他の工事費 \_\_\_\_\_円
- カ 解体撤去・仮施設整備費 \_\_\_\_\_円
- キ 特殊附帯工事費 \_\_\_\_\_円
- ク 合 計 \_\_\_\_\_円

補助金精算額算出内訳表

年 月 日

申請者 住 名 所 称  
 代表者 職 氏 名

印

| 区分          | 支出済<br>総事業費<br>A | 対象経費の<br>実支出額<br>B | 寄付金<br>その他の収入<br>C | 差引額<br>(A-C)<br>D | 算定基準による<br>算定額<br>E | 選定額<br>F | 補助基準額<br>G | 補助金額<br>H |
|-------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------|----------|------------|-----------|
| 工事費         |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| 工事事務費       |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| 〇〇加算        |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| 〇〇加算        |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| 解体撤去・仮施設整備費 |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| 特殊附帯工事費     |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| (小計)        |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| その他の工事費     |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |
| 合計          |                  |                    |                    |                   |                     |          |            |           |

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。  
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 3 F欄には、各区分ごとにB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 (工事費のE欄の金額は、工事費及び工事事務費のB欄の金額の合計額と比較すること。)  
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の金額に所定の補助率を乗じて得た金額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。  
 6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。